

令和 5 年港湾運送事業雇用実態調査について

調査概要

1 調査の目的

港湾労働法第 2 条第 2 号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所について、当該事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の内容

(1) 対象港湾

イ 調査対象港湾

港湾労働法第 2 条第 1 号の規定に基づく 6 大港（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港）

ロ 調査対象事業所

イの対象港湾において、港湾労働法第 2 条第 2 号の規定に基づく港湾運送事業又は港湾運送関連事業を行う全ての事業所 約 1,000 事業所

（令和 3 年 12 月現在）

東京港	横浜港	名古屋港	大阪港	神戸港	関門港	合計
138	322	119	183	156	80	998

ハ 対象労働者

ロの事業所に雇用される現業部門の常用労働者、港湾労働法第 2 条第 5 号の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣された労働者（以下「港湾派遣労働者」という。）及び日雇労働者

(2) 主な調査事項

- イ 事業所の属性に関する事項
- ロ 港湾運送事業量に関する事項
- ハ 常用労働者の労働条件に関する事項
- ニ 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する事項
- ホ 荷役の波動性に関する事項
- ヘ 教育訓練の実施に関する事項

(3) 調査対象期日及び実施期間

原則として令和 5 年 6 月 30 日現在の状況について、令和 5 年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの間に調査を実施

(4) 公表の時期

令和 6 年 7 月末までに公表

(5) 調査の方法

郵送調査、統計調査員による調査及びオンライン調査

調査方法の変更及び調査項目について

- 調査方法について、前回（平成 30 年）調査までは統計調査員による調査のみとしていたところ、調査対象事業所の利便性向上のため、郵送調査及びオンライン調査を追加することとした。
- 調査項目については、必要な項目が網羅されていること及び前回調査からの連続性を考慮し、前回同様とした。

総務省への承認申請について

- 本調査は統計法に基づき総務大臣の承認を得て実施する一般統計調査であることから、上記の調査方法の変更について総務省へ申請を行い、令和 5 年 1 月に承認を得た。

今後のスケジュール

- 令和 5 年 7 月に調査を実施し、9 月に集計結果（速報値）をとりまとめた上で、次期港湾雇用安定等計画策定に係る基礎資料とする。

令和 5 年港湾運送事業雇用実態調査票

秘 厚生労働省



政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。

※都道府県番号	※安定所番号	※事業所番号

[回答上の注意]

- 当調査票の記入に当たっては、「記入要領」を参照してください。
- 特に断りのない限り、令和 5 年 6 月 30 日現在の状況について記入してください。
- 回答欄への記入は次の方法によってください。
 - 特に断りのない限り該当する主な番号 1 つを○で囲んでください。
 なお、複数回答については網掛けがしてあります。
 - 回答欄が空欄のところは該当事項又は数字を記入してください。
 - 数字の記入欄は 0 である場合は空欄にしないで 0 を記入してください。
 - ※印のついている欄には記入しないでください。
- 記入が終わった調査票は、令和 5 年 7 月 31 日までに提出をお願いします。
- この調査票についてのご質問がありましたら、最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。

事業所担当者連絡先	
所属部課名	_____ 部
	_____ 課
電話番号	_____ () _____
氏名	_____
※調査員確認欄	

I 事業所の属性に関する事項

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地	〒 _____						
3 法人番号							
4 事業の種類 〔該当するものすべてを○で囲んでください。〕	港 湾 運 送 事 業					港 湾 運 送	そ の 他
	一般港湾運送事業		港 湾 荷 役	は し け い か だ		港 湾 運 送	そ の 他
	無 限 定	限 定	事 業	運 送 事 業	運 送 事 業	関 連 事 業	の 事 業
	1	2	3	4	5	6	7
5 港湾労働者派遣事業の許可取得の有無	あり	なし	(注) 法人番号について、マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。法人番号の活用による政府統計の精度向上に資するため、法人番号の記入に御協力ください。				
	1	2					

II 港湾運送事業量に関する事項

問 1 令和 5 年 6 月中における貨物の取扱量についてお答えください。

港 湾 運 送 事 業		
革 新 荷 役	在 来 荷 役	合 計
トン	トン	トン

(注) 「革新荷役」とは、コンテナ荷役、自動車専用船荷役、RO/RO船荷役、サイロ荷役をいい、「在来荷役」とは「革新荷役」以外の荷役をいいます。
 なお、コンテナ荷役、自動車専用船荷役、RO/RO船荷役に関しては、国土交通省報告で使われている換算方法で計算してください。

Ⅲ 常用労働者の労働条件に関する事項

問 2 年齢階級別の労働者数についてお答えください。

職種	年齢	合計	35歳未満	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳以上
現業部門		人	人	人	人	人	人	人	人
事務・管理部門		人	(注) 「常用労働者」とは、期間を定めずに雇用している労働者又は2か月を超える期間を定めて雇用している労働者（日雇労働者以外の者）をいいます。						

以下、問3～問9については現業部門の常用労働者(問7については派遣及び日雇労働者も含む)についてのみお答えください。

問 3 定年制の有無等及び定年年齢並びに継続雇用制度の導入についてお答えください。

定年制あり	1	→	一律である	1	→	定 年 年 齢	歳	
定年制なし	2		一律でない	2		継続雇用制度の導入の状況	導入している	1
							導入していない	2

問 4 退職金制度についてお答えください。

退職金制度あり	1	→	定年退職の場合の標準的な退職金額			
退職金制度なし	2		中学卒	万円	大学卒	万円
			高校卒	万円	その他	万円

問 5 勤続年数階級別の労働者数についてお答えください。

1年未満	1～4年	5～9年	10～14年	15～19年	20～24年	25年以上	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

問 6 賃金形態別の労働者数についてお答えください。

月給	日給	月給	日給	出来高給	その他
人	人	人	人	人	人

(注) 「日給月給」とは賃金が月単位で決められているが、欠勤した場合はその日数分を日割り計算して差し引くものをいいます。

1 賃金形態が月給又は日給月給の場合、不就労日（港湾運送の作業が無いなど使用者の責に帰すべき事由により休業せざるを得ない日）の賃金は基本給の何割程度を支払いますか。次の区別に該当する人数についてお答えください。

60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%
人	人	人	人	人

問 7 職種別の労働者数をお答えください。1人の者が複数の職種（作業）に従事する場合は、主として従事する職種別に太枠上段へ計上してください。同様にして、令和5年6月中における職種別の港湾派遣労働者について太枠中段へ、日雇労働者について太枠下段へ計上してください。

職種	①船内荷役作業員	②沿岸荷役作業員	③関連荷役作業員	④はしけ・いかだ作業員	⑤フォークリフト運転者	⑥クレーン運転者（⑦ガントリークレーン運転者を除く）	⑦ガントリークレーン運転者	⑧ショベル・ストラドル運転者	⑨大型特殊自動車等運転者	⑩その他	合計
常用	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
派遣	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
日雇	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日

(注) 職種については、次ページの表により区分してください。

①船内荷役作業員	船内において、荷の積み卸し作業に従事する者（ただし、③及び⑤～⑨に該当する者は除く）	⑤フォークリフト運転者	大型、小型を問わず、フォークリフトを運転する者 大型、小型を問わず、移動式とその他のクレーン（ガントリークレーン運転者を除く）を運転する者
②沿岸荷役作業員	埠頭から倉庫までの間における荷の積み卸し作業に従事する者（ただし書き、前記①に同じ）	⑥クレーン運転者（⑦ガントリークレーン運転者を除く）	
③関連荷役作業員	船内又はコンテナ内において、固定、区画、荷造、荷直、清掃の作業に従事する者	⑦ガントリークレーン運転者	
④はしけ・いかだ作業員	はしけ又はいかだに乗り組み、はしけの荷の積み卸し、積み荷の保全、航行、いかだの編成、解体、航行の作業に従事する者	⑧ショベル・ストラドル運転者 ⑨大型特殊自動車等運転者 ⑩その他	

問 8 休日及び労働時間についてお答えください。

年間休日総数	週所定労働時間	令和5年6月における月間実労働時間（1人平均）	うち、所定外労働時間（1人平均）
日	時間	時間	時間

(注) 「年間休日総数」とは、年間の「週休日」及び「週休日以外の休日」をいい、臨時休業日は含みません。
「令和5年6月における月間実労働時間」及び「うち、所定外労働時間」は「1人平均」の時間を計上してください。

週休2日制の導入あり					週休2日制の導入なし
完 全	月 3 回	隔 週	月 2 回	月 1 回	
1	2	3	4	5	6

問 9 交代制勤務の導入状況についてお答えください。

交代制勤務あり			交代制勤務なし
2交代制	3交代制	その他	
1	2	3	4

(注) 交代制勤務とは、昼間から夜間・早朝に作業が及ぶ場合等に、作業時間を分割し労働者を交代して勤務させることをいい、1日の作業時間について労働者を交代させる回数に応じて2交代制、3交代制等に区分されます。

IV 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する事項

問10 令和5年6月中における港湾派遣労働者の派遣を受けた状況について以下の問にお答えください。
なお、港湾派遣労働者については、1人1月あたりの派遣による就労日数の上限が7日となっています。
(注) 港湾派遣労働者とは、港湾労働法の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣される労働者をいいます。

派 遣 を 受 け た					派遣を受けなかった
波動性に対処するため	人手不足のため（募集等をしているが人が確保できない）	自社の常用労働者の就く業務以外の業務に従事させるため		左記以外の理由のため	
		補助業務	特別な資格等スキルが必要な業務		
1	2	3	4	5	6

派遣による就労日数の上限について、お答えください。

短 い	適 当	長 い
1	2	3

派遣による就労日数の上限が緩和された場合（就労日数の増）についてお答えください。

派遣制度を活用したい	1
派遣制度を活用しない	2

問 11 令和5年6月中における日雇労働者の使用状況についてお答えください。また、日雇労働者を使用した場合には、その理由についてお答え下さい。

(注) 港湾派遣労働者は含まれません。

日雇労働者を使用した				日雇労働者を使用しなかった
波動性に対処するため (派遣を受けられなかったため)	人手不足のため (募集等をしていないが人が採用できない)	自社の常用労働者の就く業務以外の業務に従事させるため	左記以外の理由のため	
1	2	3	4	5

V 荷役の波動性に関する事項

問 12 令和5年6月の各日における港湾運送事業への就労人員について、常用労働者（港湾派遣労働者として派遣先で就業した常用労働者は含まず、通常は港湾運送事業以外の業務に従事している常用労働者で、臨時に港湾運送の業務に従事した労働者は含みます。）、派遣を受けた港湾派遣労働者、日雇労働者別にお答えください。なお、港湾運送事業以外の業務に就労した場合は除いてください。

日	曜日	常用労働者	港湾派遣労働者	日雇労働者
1	木	人	人	人
2	金	人	人	人
3	土	人	人	人
4	日	人	人	人
5	月	人	人	人
6	火	人	人	人
7	水	人	人	人
8	木	人	人	人
9	金	人	人	人
10	土	人	人	人
11	日	人	人	人
12	月	人	人	人
13	火	人	人	人
14	水	人	人	人
15	木	人	人	人

日	曜日	常用労働者	港湾派遣労働者	日雇労働者
16	金	人	人	人
17	土	人	人	人
18	日	人	人	人
19	月	人	人	人
20	火	人	人	人
21	水	人	人	人
22	木	人	人	人
23	金	人	人	人
24	土	人	人	人
25	日	人	人	人
26	月	人	人	人
27	火	人	人	人
28	水	人	人	人
29	木	人	人	人
30	金	人	人	人

問 13 令和5年6月中における荷役作業の状況についてお答えください。

荷役作業日数を数	雇用する常用労働者で適正であった日	日
	雇用する常用労働者で過剰であった日	日
	雇用する常用労働者で不足であった日	日
荷役作業を行わなかった日		日
合 計		30日

→ 1 過剰であった日の状況をお答えください。

過剰であった日の過剰人員の合計	人日
港湾派遣労働者として派遣先で就労した人員の合計	人日
港湾運送事業以外の業務に従事した人員の合計	人日
不就労であった人員の合計	人日
最も過剰であった日の過剰人員	人

→ 2 不足であった日の状況をお答えください。

不足であった日の不足人員の合計	人日
最も不足であった日の不足人員	人

(注) 「港湾運送事業以外の業務に従事した人員の合計」は、用具の修理等港湾運送以外の業務に従事した延べ日数を計上してください。「不就労であった人員の合計」は、所定労働日であって出勤したにもかかわらず、就労できなかった延べ日数を計上してください。

→ 3 不足であった日の対応方法についてお答えください。(主なもの2つ以内)

仕事の期日を延ばしてもらった	1	港湾派遣労働者の派遣を受けた	5
処理できない分を元請に返還した	2	日雇労働者を雇い入れた	6
港湾運送部門以外の労働者が就労した	3	その他	7
自社の他事業所の労働者が就労した	4		

問 14 最近の「平日における早朝荷役」「日曜・祝日における夜間・早朝荷役」の状況についてお答えください。

大幅に増加している	ある程度増加している	特に変化なし	減少している	不明
1	2	3	4	5

(注) 早朝荷役とは午前4時から午前8時の間に行う荷役をいい、夜間荷役とは午後4時30分から翌午前4時の間に行う荷役をいいます。

VI 教育訓練の実施に関する事項

問 15 過去1年間(令和4年7月1日～令和5年6月30日)における現業部門の常用労働者の教育訓練の実施状況についてお答えください。

実施した	1
実施しなかった	2

→ 1 実施した訓練についてお答えください。
(該当するものすべてを○で囲んでください。)

訓練の種類		① 安全衛生	② フォークリフト運	③ クレーン運(④を除く)	④ ガントリークレーン運	⑤ ショベル・ストラドル運	⑥ 大型特殊自動車等運	⑦ 他の荷役機械運	⑧ その他
新規採用時の訓練	社内訓練	1	1	1	1	1	1	1	1
	委託訓練	2	2	2	2	2	2	2	2
在職者訓練	社内訓練	3	3	3	3	3	3	3	3
	委託訓練	4	4	4	4	4	4	4	4

(注) 「ショベル・ストラドル運」とは、ショベルローダー及びストラドルキャリア運のことです。
「大型特殊自動車等運」とは、大型特殊自動車、大型自動車及び牽引自動車運のことです。

→ 2 実施しなかった理由についてお答えください。(主なもの2つ以内)

時間がない	1	設備がない	3	ノウハウがわからない	5	その他	7
費用がかさむ	2	講師がない	4	対象者がいない	6		

問 16 今後、教育訓練(社内訓練・委託訓練)を行う場合に課題となることについてお答え下さい。
(各訓練において、主なものを○で囲んで下さい)

社内訓練		委託訓練	
教育訓練を行う時間がない	1	教育訓練を行う時間がない	1
教育訓練の方法がわからない	2	委託する金銭的余裕がない	2
指導する人材が不足している	3	適切な教育訓練施設がない	3
その他	4	その他	4

～御協力ありがとうございました～